

強的秩序とその操作に関わる研究グループ  
ポスター賞規程

第1条(名 称)

本賞は、「強的秩序とその操作に関わる研究会 ポスター賞」と称する。

第2条(規程の趣旨)

本規程は、公益社団法人応用物理学会 強的秩序とその操作に関わる研究グループがポスター賞に対して行う表彰に関して定めたものである。

第3条(表彰の目的)

本表彰は、強的秩序とその操作に関わる研究グループの研究会に於いて、応用物理学の発展に貢献しうる優秀な発表に対し「ポスター賞」を授与し、その功績を称えることを目的とする。

第4条(表彰の対象)

表彰対象は本会の強的秩序とその操作に関わる研究グループの研究会で、応用物理学の発展に貢献しうる優秀な発表をした若手研究者であり、かつ本ポスター賞を未だ受賞していない者であって、以下の資格を有する者とする。

- (1) 発表年月日以降の4月1日時点で満35才以下の者
- (2) 論文の筆頭著者であること
- (3) 登録された登壇者であり、かつ実際に登壇した者
- (4) 論文発表者で、強的秩序とその操作に関わる研究グループ会会員外(相互協定を締結した外国学協会の会員、共催学協会会員、および非会員)の者は表彰対象としない。原則として当該功績をあげた強的秩序とその操作に関わるグループ会員とする。受賞決定後に直ちに入会することも構わない。

第5条(受賞者人数)

1. ポスター賞の受賞者数は以下のとおりである。  
各審査員の票数は3とする。総獲得票数の多いポスター発表の上位から受賞対象となる。受賞者は発表件数の1割以下とし端数は切り捨てる。ポスター発表が10~19件のとき受賞者数は1名である。ポスター発表が20件以上のとき受賞者数は2名以上となる。2名以上が受賞する場合、最も得票数の高い発表者を最優秀ポスター賞とし、他を優秀ポスター賞とする。得票数が同数のときはいずれも受賞とする。尚、受賞者数の上限を3名とするが、同数の得票により4名以上となった場合はその限りではない。

第6条(審査基準)

ポスター賞の審査基準は以下の項目となる。

- ・強的秩序の操作に関わる新領域を開拓するような新規性のある研究を評価する。
- ・若手の挑戦的な研究について高く評価する。
- ・新しい融合領域の研究に挑戦している研究を評価する。
- ・グループ内で新たに連携を進めた研究を高く評価する。

第7条(受賞手続き)

1. 受賞者の選考は研究会委員長が委嘱した10名以上からなる「応用物理学会強的秩序とその操作に関わる研究グループのポスター賞」選考委員会が行う。選考委員会は幹事5名以上および一般審査員5名以上から成る。一般審査員は幹事5名により事前に選出される。
2. 受賞者が決定されたときは、当該選考委員会委員長が研究グループ幹事会に選考の経過及び結果を報告し、承認を得る。

3. 研究グループ代表者は、受賞者決定後、速やかに本会理事会に報告するとともに該当者に通知し、ホームページに公示する。
4. 受賞者には研究グループ代表者名で表彰を行い、賞状および副賞を授与する。

#### 第8条(費用)

本表彰にかかる費用は、強的秩序とその操作に関わる研究グループ予算内で賄う。

#### 第9条(規程の改正)

本規程の改正は、学会総務担当理事承認の承認を得るものとする。

#### 附則

2016年2月15日 総務担当理事承認

2017年10月5日 改正 総務担当理事承認